

# 中国における日本語と中国語の間の特許翻訳の現状

経 志 強\*

**抄 録** 日本から中国への特許出願が激増している中で、中国において日本企業の知的財産を適正に保護するために、特許出願における誤訳問題を真剣に考える必要がある。本稿は、筆者の日常実務経験から中国における日本語と中国語の間の特許翻訳の現状を分析し、その対策を提言するものである。

## 目 次

1. はじめに
2. 日本語のできる専利代理人（弁理士）の数とその担当する仕事の量
  2. 1 日本語のできる専利代理人及び特許エンジニアの数
  2. 2 2004年の日本からの発明特許出願件数
  2. 3 2004年日本語出願のオフィスアクションの件数の推算
  2. 4 日本語のできる専利代理人の毎月1人当たりの担当する仕事の量
3. 現在の中国事務所における翻訳・チェックの実態
4. 特許翻訳問題－実例
  4. 1 誤訳の原因
  4. 2 翻訳漏れ
  4. 3 過剰翻訳
5. 出願後の補正機会と補正できる内容
  5. 1 パリルートによる出願
  5. 2 PCT出願
  5. 3 裏道による補正とその法的な効力
6. 人材育成の現状
7. 企業の対策
  7. 1 事務所の情報を正確に把握
  7. 2 代理人の指定
  7. 3 技術説明会
  7. 4 ルールを決めること
  7. 5 時間的に余裕を与えること
  7. 6 外来語に英語を付けること
  7. 7 日本語明細書の質アップ

7. 8 明細書とその補正書の言語の統一
7. 9 PCT出願の注意事項
7. 10 逆翻訳による翻訳チェック
8. おわりに

## 1. はじめに

最近、明細書や請求項の肝心な部分の誤訳・訳漏れにより、本来意図していた発明や請求の範囲に比べ、内容がかなり違っている例が頻発している。中間処理段階で気づいても訂正できる範囲ではないため訂正ができず、または全然気づかずにそのまま、権利範囲が極端に狭くなったり別ものになったりして権利化され、権利行使ができずに無駄なものになったケースが増えている。このため、中国特許事務所の翻訳の質に不信感を持つ企業が増えているようだ。対応策として他の事務所や翻訳業者に頼んで翻訳チェックをさせたり、中国語から日本語への逆翻訳をさせたりする対策を取っている企業も少くない。

そこで本稿は、中国における日本語と中国語の間の特許翻訳の現状を分析し、その対策を提言するものである。

---

\* 中国弁理士 JING Zhiqiang

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 2. 日本語のできる専利代理人（弁理士）の数とその担当する仕事の量

### 2. 1 日本語のできる専利代理人及び特許エンジニアの数

No.	日本からの出願が集中する事務所	日本語のできる専利代理人の数
1	CCPIT	8 (3)
2	香港専利 (CPA)	4 (0)
3	柳沈	6 (2)
4	中科	9 (1)
5	永新	3 (2)
6	中原信達	2 (2)
7	三友	3 (5)
8	金杜	4 (4)
9	中諮	1 (0)
10	集佳	6 (2)
11	隆天	5 (2)
12	銀龍	3 (1)
13	紀凱	1 (3)
14	東方億思 (East IP)	2 (6)
15	上海専利	14 (4)
16	上海華誠	3 (1)
	合計	74 (38)

統計データの出所：Jetro-Bkipホームページ (2005.6)  
 人数は日本語ができる弁理士の数、  
 括弧内は日本語の読み書きができる弁理士の人数。

この統計数字は「日本語のできる専利代理人（弁理士のこと）の数」という項目の統計を収集したが、筆者の知る限り、特許エンジニアも計算に入れている事務所も少なくない。従って、日本語ができる弁理士と特許エンジニアを合わせた数字であると考えたほうがよい。

### 2. 2 2004年の日本からの発明特許出願件数

日本からの出願には、実用新案が発明特許とセットになって出願されるケースが多い。ここでは、実用新案については翻訳量の計算に入れないことにする。また、発明出願のうち英語で出願しているものを約3割とし、残りの7割は

### 2004年1～12月専利出願件数ランキング国別トップ10

順位	国名	合計	発明	実用新案	意匠
1	日本	30,444	25,542	603	4,299
2	米国	16,187	14,562	288	1,337
3	韓国	6,660	5,858	128	674
4	ドイツ	5,917	5,182	24	711
5	オランダ	2,960	2,789	7	164
6	フランス	2,465	2,098	8	359
7	スイス	1,744	1,455	12	277
8	英国	1,401	1,127	22	252
9	イタリア	1,167	852	15	300
10	スウェーデン	899	806	2	91

(出所：国家知識産権局ウェブサイト)

日本語で出願されているとすると、 $25,542 \times 0.7 = 17,880$ 件となる。この案件数を日本語の出願とする。

### 2. 3 2004年日本語出願のオフィスアクションの件数の推算

計算しやすくするために、2004年に登録された発明特許の件数を2004年に処理したオフィスアクションの件数として考えると、下記のように2004年日本語出願のオフィスアクションの件数を推算することができる。

### 2004年1～12月専利登録件数ランキング国別ベスト10

順位	国名	合計	発明	実用新案	意匠
1	日本	16,356	12,490	252	3,614
2	米国	7,824	6,538	197	1,089
3	ドイツ	3,379	2,948	19	412
4	韓国	2,865	2,248	76	541
5	フランス	1,541	1,285	0	256
6	オランダ	1,276	1,157	2	117
7	スイス	1,084	892	4	188
8	スウェーデン	841	777	0	64
9	英国	787	590	13	184
10	イタリア	506	326	3	177

(出所：国家知識産権局ウェブサイト)

先の例と同じく、仮にそのうち英語で出願しているのを約3割とし、残りの7割は日本語で出願されているとすると、 $12,490 \times 0.7 = 8,743$

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

件が日本語オフィスアクション件数となる。

## 2. 4 日本語のできる専利代理人の毎月1人当たりの担当する仕事の量

実際に日本語の案件を担当している専利代理人の数を多めにみて120人としても、毎月1人当たり $17,880 \div 120 \div 12 \div 12.4$ 件の新規出願を担当しなければならない。平均1件当たり15,000字とすると、18万6千字の新規出願を担当しなければならない。新規出願には翻訳とその翻訳に対する少なくとも1回のチェックが必要なので、それを入れると仕事の量がさらに倍になる。また、現在大半の新規出願の翻訳は特許庁の現役審査官または退職された元審査官及び一部の社会人のアルバイトに頼っているのが現状だ。それを考慮して計算に入れても、専利代理人1人当たり毎月25万字の新規出願を翻訳またはチェックしなければならないのである。

さらに、毎月専利代理人1人当たり $8,743 \div 120 \div 12 \div 6$ 件のオフィスアクションを担当しなければならない。

以上の数字は推算値であるが、現実にはこの平均数字を大きく上回るのも日常茶飯事である。筆者の知る限り、日本語案件の量と日本語のできる専利代理人が事務所によってアンバランスになったり、また日本語案件の専門分野と日本語のできる専利代理人の専門分野が事務所によってアンバランスになったりすることで、長期間にわたって1ヶ月30万字から50万字の日本語出願のチェックを担当している専利代理人または特許エンジニアもいる。

短期的であればそれほど問題はないが、長期にわたって毎月このくらいの量を処理するとなるとかなりハードな仕事量となってしまう。

## 3. 現在の中国事務所における翻訳・チェックの実態

中国のどこの特許事務所も、処理する案件が

急増しているので日本語の翻訳を全部所内で処理できる事務所は殆どない。事務所によって、5割から9割の翻訳を外注に出しているのが実態である。外注先の半分以上は現役の審査官または定年退職した元審査官たちである。

チェック態勢として、殆どの事務所は所内の日本語のできる専利代理人または特許エンジニアがたった1回の全文チェックで出願する。最近、請求項だけを2回チェックする事務所も幾つか出てきたが、まだ全体には広がっていない。また、一部の中小事務所では、経験豊富な専利代理人または特許エンジニアが少ないため、チェックも顧問として来ている定年退職した元審査官や外部の翻訳者に頼っている。

また、半導体や電気、通信などの分野を担当する専利代理人または特許エンジニアが少ない一方、化学分野の専利代理人や特許エンジニアが余っているため、日本語のできる化学分野の専利代理人または特許エンジニアが電気、機械の出願の翻訳またはチェックをすることも珍しくない。もともと日本語が堪能ではないのに、さらに畑違いの仕事をしているので、その質がどうなるのか言わなくても分かるであろう。

## 4. 特許翻訳問題一実例

### 4. 1 誤訳の原因

#### (1) 日本語の漢字をそのまま中国語として使う。

例：米を洗う「米磨ぎ（研ぎ）装置」について、日本語の漢字「研」がそのまま使われ、中国語で“研米装置”に誤訳されたケースがある。その中国語の意味は“米を粉にひく”ことになってしまった。正しくは中国語で“洗米装置”または“淘米装置”である。

#### (2) 多義語の選択

例1. 日本語の「パワー」を中国語に訳すと、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

中国の日中辞典によると

- ① 動力, 電力, 能力, 電源, 能源;
- ② 机能;
- ③ 功率, 效率, 力量, 能量, 容量;
- ④ 生産率, (透鏡) 放大率, 放大倍数, 率;
- ⑤ 乗方;
- ⑥ 大量, 許多, 等

このくらい多数の言葉に訳すことができる。

(出典: 日漢機電工程詞典, 機械工業出版社, 2004年第1版)

どれが正しいかは発明を理解した上で選択しないと誤訳の元になる。

例2. 「軸を挟んで反対側」を中国語に訳す場合, 日本語辞書に載っている「挟む」の解釈を見ると

はさ・む<sub>2</sub>【挟む/▽挿む】

(動マ五 [四])

(1) 物を両側から押さえつける。また, 2本の棒などで押さえて持つ。

「本を小脇に一・む」「はしで一・む」

(2) ある物の間やすき間に物を入れる。

「本にしおりを一・む」「パンにソーセージを一・む」「菜の花を摘み取つて髪に一・みながら／斑鳩物語(虚子)」

(3) ある物を間に置いて位置する。

「テーブルを一・んで向かい合う」「川を一・んで山がそびえ立つ」

(4) ある動作の途中で他のことをわりこませる。

「一〇分休憩を一・んで会議を再開する」「わきから口を一・む」「疑いを一・む余地がない」

(5) (「耳にはさむ」の形で) 聞き込む。

「小耳に一・む」

(三省堂「大辞林 第二版」より)

これもまた多数の意味を持っているが, 本来

の意味として適しているのは(1)と(3)である。これに基づいて「軸を挟んで反対側」を中国語に訳すと,

1, 「挟持軸的相反側」

2, 「隔着軸的相反側」と

2通りの翻訳ができる。勿論それぞれ意味が違う。こういう場合も発明を理解して「隔着軸的相反側」と翻訳しなければならない。

### (3) 修飾関係の乱れ

言語上幾つかの翻訳ができる長い文書を使うことは, 明細書にはよくあることである。その時, どれが正しいか, 翻訳者が発明または技術を理解した上で判断しなければならないが, 異なる技術分野の翻訳者にやらせたため, 発明の技術内容が理解できず, 間違った区切りを選んで別の意味に翻訳してしまうことが時々発生する。

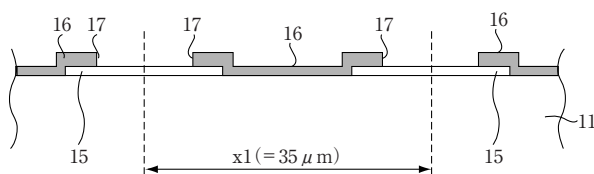
例:

日本語原文「前記半導体基板(11)に設けられた電極(15)の形成位置と対応する位置にレジスト開口部(17)を有したレジスト(16)を形成するレジスト形成工程」という文章は, 文法上, 下記の2通りの区切りができる。

① 前記半導体基板(11)に設けられた電極(15)の形成位置と対応する位置にレジスト開口部(17)を有した, レジスト(16)を形成するレジスト形成工程。

② 前記半導体基板(11)に設けられた電極(15)の形成位置と対応する位置に, レジスト開口部(17)を有したレジスト(16)を形成するレジスト形成工程。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



上記の図面を見ると、①の区切り方が正しいことは明らかであるが、筆者がチェックしたところ、「抗蚀剂掩膜形成工序，在与位于该半导体衬底（11）上的电极（15）相对应的位置处，形成具有开口（17）的抗蚀剂掩膜（16）」と翻訳されており、②の意味となった。

正しい中国語訳は、「抗蚀剂掩膜形成工序，形成在与位于该半导体衬底（11）上的电极（15）相对应的位置处具有开口（17）的抗蚀剂掩膜（16）」である。

#### (4) 中国語の間違った選択

例：日本語の「アクチュエータ」は中国語で“致动器”である。中国語の「致动」と「制动」は発音が同じであるため、コンピュータで入力する際に「制动」を選んで、「制动器」となった。この「制动器」は日本語の「ブレーキ」の意味で、本来と反対の意味になってしまった。

#### (5) 原文の記述が曖昧

原文の記述が不明確で、さらに全文が同じ表現である場合、翻訳者が出願人の意図が判断できないにも拘らず、出願期限が迫っている等の原因でいい加減に翻訳してしまう。

例：

これは筆者が講師を担当した「2004年ODA実証事業「日中知的財産翻訳者育成事業」」の中にあつた例である。

文字の手書き入力方法に関する発明で、「迎」という漢字を下記のパターンで登録することに関して、請求項に下記の記載がある。

登録文字：迎

登録パターン：一 一 迎 一 迎

請求項：一文字を形成する文字情報の全体又はその一部に対する複数の筆順を複数の文字毎に予め登録した筆順辞書を作成しておき、…ことを特徴とした辞書登録方法。

これに対し、少なくとも次のように3つの理解ができる。

理解1. 文字グループ毎に登録、即ち、同じパターンの漢字（迎、運、通、…）を一つのグループとして登録すること。

理解2. 文字毎に登録して、こういう登録を複数の文字に対してすること。

理解3. 文字毎に登録すること。

この出願の中国語公報には、「形成逐字登录了与形成1个文字的字符信息的总体或其一部分相对应的多种笔顺的笔顺辞典…」と翻訳されている。これは上記の「理解3」となっている。即ち、「複数」という言葉はどれを修飾するのか分からないので省略して翻訳した結果である。筆者が明細書の全文を読んだが、同じ文書だったので、正解は見つからなかった。

#### (6) カタカナ外来語の類似

下記の例のように、1つの日本語のカタカナ単語が幾つかの異なる英語や中国語と対応しているため、間違って選択した例もよくある。

日本語	対応英語	対応中国語
シールド・ケース	Shield Case	屏蔽箱
シールド・ケース	Sealed Case	密封箱
シリコン	Silicon	硅
シリコーン	Silicone	硅酮（聚合物）

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 4. 2 翻訳漏れ

### (1) 翻訳者の単なる不注意による訳漏れ

文句が長いと、翻訳している時にその一部の翻訳を忘れてしまった。

### (2) 意識的な省略

翻訳しにくいと、さらに大事な言葉ではないと勝手に判断して翻訳をしない。

例：前記4. 1 (5)

## 4. 3 過剰翻訳

逐語翻訳ではなく、意味で翻訳し不要な言葉を追加してしまう。特許翻訳の経験の少ない人がよくこういう翻訳の仕方をする。

## 5. 出願後の補正機会と補正できる内容

誤訳が発生した場合、出願後に補正する機会がある。その機会と内容について紹介したい。

### 5. 1 パリルートによる出願

#### (1) 補正機会（特許法実施細則第51条）

##### 発明特許

- a. 実体審査を請求する時（自発的補正）；
- b. 国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に（自発的補正）；
- c. 拒絶理由応答の際（拒絶理由通知書の要求に基づく補正）；

##### 実用新案（自発的補正）

出願日より起算して2ヶ月以内；

#### (2) 補正できる内容

いずれも出願時に中国特許庁に提出した出願書類の内容を超えてはならない。さらに、上記(1)cの場合、基本的に拒絶理由の解消に繋が

る補正しか認められない。

### 5. 2 PCT出願

#### (1) 補正機会

##### 発明特許

- 1) 前記5. 1(1) a, b, c, に記載の機会（特許法実施細則第109条）
- 2) 誤訳補正（特許法実施細則第110条）
  - a. 国務院特許行政部門が国家公布の準備作業を完了する前；
  - b. 発明特許出願が実体審査段階に移行した旨の国務院特許行政部門発行の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内；
  - c. 国務院特許行政部門の通知書の要求に基づく補正

##### 実用新案

- 1) 中国国内段階移行手続が完了した日より起算して1ヶ月以内に；（特許法実施細則第109条）（自発的補正）
- 2) 誤訳補正

法律上特に決まりはないが、現実には権利付与の準備ができる前に提出すると受け入れてしてくれる。

#### (2) 補正できる内容

前記1) に行う補正は、いずれも出願時に中国特許庁に提出した出願書類の内容を超えてはいけない。

上記2) の誤訳補正については、国際局から転送されたオリジナル出願に基づいて補正しなければならない。（特許法実施細則第110条）

#### (3) 誤訳補正費用

オフィシャルフィー：初歩審査段階RMB300 (US\$38), 実体審査段階RMB1200 (US\$150)；  
代理人費用：補正量による。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 5. 3 裏道による補正とその法的な効力

- (1) “正式”ルート：特許庁長官の特別許可を得て、さらに高い“誤審費”を払う必要がある。
- (2) 個人ルート：担当審査官に頼んで補正させてもらう。

上記の裏道による補正はいずれも法的効力はない。仮に審査の段階で補正が認められても、無効審判になると、無効事由になる補正は結局無効になるので権利行使はできない。

## 6. 人材育成の現状

日本語を第1外国語とする理工学部を有する大学は今のところ大連理工大学（5年）や吉林大学など数箇所しかない。大連理工大学の場合、その卒業生の半分ぐらいが卒業する前に既に日本本土の企業や中国にある日系企業と雇用契約をしている。また、語学力のある、電気、電子、通信、メカトロなどの分野の卒業生は就職の需要が多いため、高い給料を出さないとなかなか来てくれない。一方、化学関係の人はたくさん余っている。

また、日本企業のような新入社員教育制度を持っている事務所は殆どない。新卒が事務所に入所したらすぐ翻訳やチェックなどの実戦に入る事務所も少なくない。勿論、代理人としての経験は仕事の中で積み重ねていくしかないが、特許資料が法律文献として独特の特徴を持つことを新入社員が入る時にきちんと教育しないとその後の誤訳の元になる。要するに、特許翻訳には正確さが第一であり、その次は読みやすさにあると言える。

## 7. 企業の対策

### 7. 1 事務所の情報を正確に把握

今、殆どの企業は依頼事務所に、利害関係が

あるかどうかの確認はするが、事務所の体制や、代理人の情報、年間扱う出願・OAの量などは聞かない。しかしこうした情報も代理の質を直接左右するものであるから、これらの情報も正確に把握する必要がある。

### 7. 2 代理人の指定

事務所に担当代理人を決めてもらい、さらに、出願毎にその出願の翻訳者、チェックをした人、担当代理人などの情報を明記にしてもらう。これによって担当者に責任感を与え、質の向上を図ることができる。また、担当者がはっきりしているの、連絡もしやすい。

### 7. 3 技術説明会

会社の出願を担当する専利代理人や特許エンジニアに定期的に技術説明会をすることによって、技術をより深く理解してもらい、翻訳の質の向上を図ることができる。

### 7. 4 ルールを決めること

特許翻訳には、発明の内容を技術的に理解していることが必要である。従って、発明を理解した上で翻訳、原文に不明確なところや間違いなどがあれば、手間を掛けても、必ず問合せをするなどを事務所と約束をする必要がある。また、上記7. 2に言及したように、担当者情報を明記するなど大事である。

### 7. 5 時間的に余裕を与えること

前記説明したように、日本語の出願の量と比べ、日本語のできる専利代理人や特許エンジニアが非常に不足しているので、ぎりぎりになって出願を依頼すると、事務所内で調整ができなくなる。その結果、日本語の中途半端な代理人に出願が回される可能性が十分ある。また、分かりにくい内容の確認などの時間もないため、結局誤訳が発生してしまう。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 7. 6 外来語に英語を付けること

前記4. 1 (6) で説明したように、カタカナ外来語の表記に誤解が発生しやすい。さらに日中技術用語辞典と比べ、英中技術用語辞典の更新が速いため、できればカタカナ外来語の後ろに英語を付けたほうがより正確に翻訳されやすい。

## 7. 7 日本語明細書の質アップ

新しい技術用語は必ず定義をする。長い文章を避ける。同じものを同じ言葉で繰り返すのではなく、言い方を変えて記載する。それによって違う角度から説明し、理解を深めることができる。

## 7. 8 明細書とその補正書の言語の統一

明細書が日本語で補正書が英語であり、または逆に明細書が英語で補正書が日本語であるようなケースがよくあるが、現実には日本語も英語も堪能な代理人が少ないため、結局代理人2人の共同作業になる。それも誤訳が発生しやすいことになる。従って、明細書と補正書を違う言語で書くのは避けたほうがいい。

## 7. 9 PCT出願の注意事項

現在の審査指南第三部分の3. 2. 1によると、PCT出願の翻訳文は国際出願の公告明細書の文言通りの翻訳であるべきである。現実には、日本の出願人は、日本語で出願したPCT出願を中国国内段階移行の際に英語に訳して、中国事務所にこの英訳バージョンに基づいて中国語に翻訳させるケースも少なくない。しかし、もしこの英訳バージョンに翻訳ミスがあるとそのまま中国語に翻訳されることが多い。従って、国際出願の公告の通りに翻訳をしてもらったほうがいい。

## 7. 10 逆翻訳による翻訳チェック

上に述べたように、日本語のできる代理人が毎月大変な量の出願を担当している一方、いろいろな理由で案件をできるだけ増やそうとしている事務所もある。その中で、単に事務所や代理人の自覚で質を守ってもらうのは限界があると考えて、請求項だけを逆翻訳してチェックをしている会社も増えているようである。これは出願前に、または中間処理の段階で誤訳を発見し、意図通りに権利化されるには効果的で、また、事務所や代理人に緊張感を与えることにもなる。但し、これはあくまでも暫定的な措置でしかない。

というのは、その逆翻訳をどこに頼むかが問題で、逆翻訳のほうに誤訳してしまって、それを確認するために無駄な時間や費用がかかってしまうことも時々ある。年々増えている膨大な数の日本語の出願に対処し、さらに誤訳問題を根本的に解決するには、特許代理業界全体の品質意識を高め、事務所に自ら責任を持ってもらう、という代理事務所の本来の姿に戻ることが非常に重要なことであると言えよう。

## 8. おわりに

20世紀の後半、1980年代に入ってから、日本の製造業メーカーが多数中国に進出し、日本の厳しい品質管理理念を中国人社員に教えた。最初に、日系企業が厳しすぎると抵抗が強かったが、この理念を身につけた中国人社員がその後どこに行っても人気があり、また、中国系企業も日系企業と競争している間に品質の重要さを理解し、品質の向上を図り、いい物を作れるようになった。

同じことは特許代理業界でも起きてほしい。というのは、中国では特許代理の歴史はまだ僅か20年ぐらいしかない。また、独占業種の一つとして今日まで至っている。外国のように、ま



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ず事務所や大手企業の知財部に勤め、経験を積んだら独立して、自分の小さな事務所を開業し、数十年かけて一所懸命頑張って大きい事務所にする、というような苦労を経験した事務所の経営者は一人もいない。最近、中国では“国際接轨”(グローバル・スタンダード)という言葉が非常に流行っている。特許代理業界もそれを必要としている。これからは、特許代理業界の段階的な自由化に伴って、企業側の選択も多くなっていくだろう。事務所も生き残るために量的拡大から質的向上へと目標を変えるようになってくるであろう。

ところで、これらについて問い合わせがある場合には、筆者のメールアドレスjzhq@yahoo.co.jpまで連絡願います。

## 謝 辞

この原稿を書くにあたって東京理科大学知財専門職大学院の馬場錬成教授を始め、多くの日本の方々にご教示を受けた。感謝の気持ちを表明したい。

(原稿受領日 2005年6月17日)

